

金融検査評価制度の概要

【Ⅰ. 背景】

1. 金融改革プログラム

- ・ フェーズの転換-----「不良債権問題への緊急対応」から「将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面」へ
- ・ 望ましい金融システムを「民」の力により実現⇒**施策の1つ**「検査における評価制度の導入等」

2. 金融検査の基本的考え方

- ・ フェーズの転換とともに、金融検査マニュアルが目指す新検査方式への移行に推進をかける時期に
 - ・ 新検査方式とは、「検査3原則の徹底」「結果よりもプロセスチェックを重視」「資産査定中心から、リスク管理重視へ」等
- * 検査3原則（金融検査マニュアル）-----①補強性の原則 ②効率性の原則 ③実効性の原則

【Ⅱ. 意義】

1. 金融検査の結果について、指摘事項の記載に加え段階評価を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、金融機関と検査官の双方向の議論を充実させる。
2. その後の選択的行政対応に結びつけることで、動機付けの意味合いを高め、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにする。
3. 金融行政の透明性を高め、金融機関にとっての予見可能性の向上に資することが期待される。

【Ⅲ. 枠組み設計の考え方】

金融検査評価制度のあり方を考える視点

- ① 金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けになっているか。
- ② 金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った制度となっているか。
- ③ 真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているか。

評価項目

- ・ 金融検査マニュアルの項目を基本とする。

金融機関の規模や特性を踏まえた評価

- ・ 金融機関の規模や特性に応じたリスク管理のあり方を評価。機械的・画一的評価にならないように留意。

【IV. 具体的枠組み】

1. 金融検査評定制度の基本的枠組みは現行の金融検査マニュアルに沿ったものとする。

評定項目は、9項目。

「法令等遵守態勢」

「信用リスク管理態勢」等

2. 評定段階（4段階評価）

- ① A 評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ② B 評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
- ③ C 評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、
- ④ D 評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。

* 総合評定は、行わない。

3. 選択的行政対応とのリンク

(1) 検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて適時適切に実施するものであるが、その際、評定結果もその後の検査の濃淡（検査頻度、検査範囲、検査深度）に反映。

・まず検査頻度については、例えば

- ① 低評価項目がない場合（例えば A と B しかなく、C 以下の評価がない場合）⇒平均より長い検査周期
- ② 低評価項目が少ない場合（例えば、A、B、C 評価しかなく、かつ、C 評価も 2 つ以下にとどまる場合）⇒平均的な検査周期
- ③ 上記以外の場合⇒平均より短い検査周期

・評価の高低を、検査範囲や自己査定の検証における抽出率等の検査深度に反映させる。

(2) 監督上の対応へのリンク

検査において指摘事項があった場合の銀行法第 24 条に基づく報告も踏まえた上で、監督上の対応を行う判断要素の 1 つとして用いる。

4. 評定手順等

- ・主任検査官は、エグゼクティブミーティングにおいて、評定結果について十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認する。
- ・被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について意見相違がある場合は、意見申出制度を利用できる。
- ・最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として被検査金融機関に通知されるが、対外的には公表されない。